

✦ 悩める家族と当事者のためのメンタル情報紙 ✦



No. 115



やしお

発行所：〒329-1104 宇都宮市下岡本町2145-13
 栃木県精神保健福祉センター2F
 栃木県精神保健福祉会(やしお会)
 TEL 028(673)8404 FAX 028(673)8441
 メールアドレス yashio@lime.ocn.ne.jp

みんなねっと広島大会

10月13日、14日『第14回全国大会 みんなねっと広島大会』が『愛と自立を語ろう ~みんな自立し心ゆたかに住み続けられる平和な社会を目指して~』をテーマに開催されました。

一日目 全体会

最初に、『地域において精神障害者と家族が安心して暮らせるために』を演題に広島県障害者自立支援協会会長の石井知行氏の基調講演が行われました。石井氏は病院の医師で説得力があり、政策への家族支援の盛り込み、家族独自のニーズの発信や差別と偏見の解消が必要であるとの話をされました。

次にみんなねっと活動報告、休憩をはさみ、『だれもが自分らしく暮らせる地域のために』を演題に藤井千代氏の特別講演が行われました。地域共生社会の実現に向けて動き出した今は精神保健医療、福祉政策だけでなく、地域づくりのあらゆる施策や制度に、メンタルヘルスや精神障がい支援の視点を入れていくことが求められる時代であり、そのためにもできることを一緒に考えていきたいと思いますと話されました。

最後に八幡照子氏が語った『原爆被爆体験』は涙無しには聞くことができませんでした。その当時8歳だった八幡さんは、幼い時に見た光景を高校生に話し、描いてもらっていました。その数枚の中の一つ ~台の上の小さな紙袋を配っている絵画「ワァ ビスケットが配られている」と思って駆けつけたら、その袋の中には犠牲になった人たちの骨が入っていたのです。~

この話には誰もが涙したと思います。八幡氏は現在85歳ですが声にも張りがありとても感動いたしました。

(記:石下)



二日目 分科会

《第1分科会》 テーマ「家族による家族学習会の取り組み」

- 岡山県精神障害者家族連合会 副理事長 阪井ひとみ氏
 29年前、入居者の方が心の病気になったことから精神障がい者にかかわることになった事、同じ国に住み、同じ時間を過ごしているのに、病気になったという事で、偏見差別を受けることになった本人や家族とのかかわりをお話し下さいました。
 ※私事ですが、29年前はわが娘の病気発症時と重なり、あれから30年にもなるのかと、、、。1番の幸せは、家庭生活を送る事の阪井氏の言葉に胸が熱くなりました。
- 広島市精神保健福祉会 野々川靖氏 祝啓子氏
 広家連の主催する「家族による家族学習会」に参加、担当研修会、アドバイザー研修会と修了者を増やしていき、市家連として「家族による家族学習会」に取り組む体制ができたが手探り状態の出発となった。事前準備では「参加してよかった」と思ってもらえるよう心配りを大切にする「安心して語り合える場にする」ことを大切にする等確認しあった。テキスト(明日に向かって)を全員で順番に音読しながら読み進める中で、精神疾患についての正しい知識や対応を共に学ぶことができました。
 ※皆で歩めば道になる...その通りです。感動しました。



この機関紙は、赤い羽根共同募金配分金により発行しています。

1

● インターネットでも「機関紙やしお」を閲覧することが出来ます ●
 『みんなねっと』で検索し「栃木県」をクリックして下さい。

●ふちゆう風の会（広島県安芸郡府中町） 会長 清水 久美氏

現在では、インターネットによって知りたいことは、何でもすぐに知る事ができますが一方通行の理解は不安や悲しみを募らせるだけでした。家族会に参加して話を聞くこと、自分の悩みを話すことがどんなに癒されるかを実感しました。

※同感です。私達のやしお会も勝るとも劣らないと思いました。

（記：中井）

◀第2分科会▶ 「家族相談支援のあり方」

まず、問題提起されたのは、広島県家族会の小畑さんです。小畑さんは、家族会に父親が少ないことから「おやじの会」を創設されたり、当事者会、発達障害者の会等に参加して精神疾患という病気について研修する等、本当にパワフルな方です。家族相談の対応は、電話・メール・ライン・面接・訪問・同行の多岐に渡っていますが、これでいいのだろうかと反問しているそうです。

次に問題提起されたのは「ACTひろしま」の大歳さんです。今年3月ACTを立ち上げたばかりです。地域で孤立していた方々に、支援を届けたい、家族が「あの子より一日でも長く生きないといけない」と言わずに済むような社会を目指し地域を変えていく一助になればとの思いから頑張っているそうです。

最後に助言者から、支援には二つの型があるというお話がありました。それは「課題解決型支援」と「伴走型支援」です

「課題解決型支援」は文字通り解決することで専門家が主に係わります。

「伴走型支援」は、第2, 第3の危機が訪れた時、その時その時に相談できる緩やかなつながりの支援です。これは、家族会そのものです。

この二つの支援が車の両輪のように連携できれば、相談支援がより前進するのではないかと思います。

（記：前野）

◀第3分科会▶ 「障害年金・当事者の地域での生活」

第3分科会テーマ『障害年金・当事者の地域での生活』は地域で生活している年金を受給している人と受給していない方の二方の話を聞くことができました。二人とも地域に根つきしっかり生活している話を聞くことができ、素晴らしいと感じました。その後2人の社労士が参加者の質問に答えていました。参考資料の『あなたの障害年金は診断書で決まる』中央法規出版は今後の家族相談の際ぜひとも参考にしたいと思います。

充実した時間を過ごすことができ、有意義な研修であったと思います。

（記：石下）

◀第4分科会▶ 「高校教科書（保健体育）」

始めに司会者から助言者等の紹介があり早速、問題提起者の発表に移る。最初の発表は島根県の副理事長の手銭百合子氏で、兄弟の立場から姉として弟への対応や苦悩、精神障害者を抱えた家族の生き様等がPSWを目指す大学生の前で話す機会を与えられたことを感動的に話された。

次に広島県のスクールソーシャルワーカーの高上喜美子氏が公立中学校に配置され、不登校・貧困・虐待・発達障害・人間関係・いじめ等に対して個人面談・保護者面談・家庭訪問・他機関に繋いだり連携したりする事を実施していたことを発表。今年度から高校の保健体育の授業で精神障害について学ぶことができるようになったと聞き、とても良い事だと思いつつ同時に自分でも学びたいと考えていますとのこと。どちらの方も立派な発表でしたが主題と少しかけ離れていたのが残念だった。

次いで、司会者から発言を求められたので、私は統合失調症は15歳までに半数以上の者が発症、高校からでは遅いので義務教育からやるべきでは？先進諸国では皆そうやっているのわが国でもそうするよう要望することが必要であると述べた。

最後に数々の福祉関係のキャリアを積み重ね、現在「広島いのちの電話」を主宰しているコーディネーターの永川邦久氏が次のようにまとめて下さった。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に則り「高校教科書（保健体育）」のテーマについて皆様とともに議論を深めていきたいと思っています。

- 知識として教える（知る）だけではだめ
- 世の中は障害者とその予備軍だけ
- 広島はメンタルヘルス講演を1度はやらねばだめ

（記：興野）

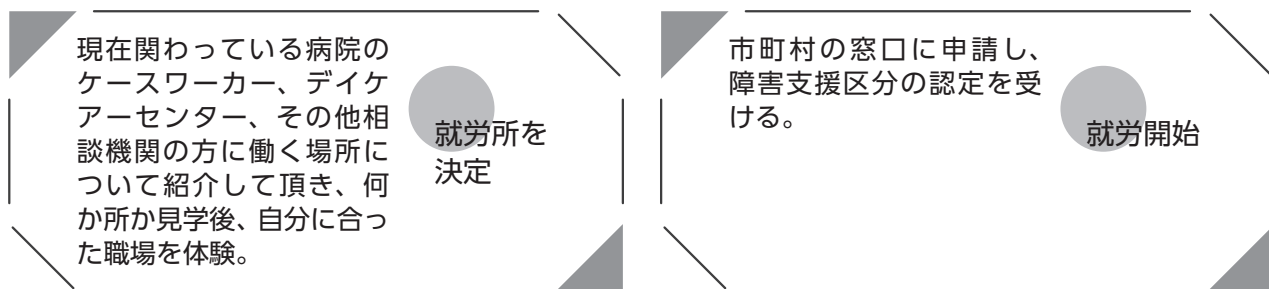
障害者就労支援A型とB型について

働きたいとの思いはあるものの、どのように進めていったら良いのか分からず考えている方に向けて、手順やそれぞれの違いをまとめてみました。

就労支援の目的

障害者就労継続支援事業は、一般企業での就労が現時点で困難な方に対して働く場所を提供すると同時に、就労に必要なスキルを身に付けサポートする事業です。

利用までの流れ



※事業所によっては、マイクロバス等の送迎を行っているところも有ります。
 ※B型の利用者は、個々人の体調に応じ就労形態(一日の就労時間や週の就労日数)が異なります。

A型とB型について

	A型(就労)	B型(福祉)
雇用契約	有り	なし
賃金	雇用契約に基づきながら一般就労を目指す 数万円～8万円	通所して授産的な活動を行い工賃をもらいながら利用する 1万円～1万5千円程度
対象	一般企業での就労は困難だが雇用契約を結んで継続的に働くことができる方	年齢や体力などの理由から雇用契約に基づく就労が困難である方
内容	雇用契約を結んで実際に働いて給料をもらいます。最低賃金相当が給与となります。 障害や病気に対する理解のあるスタッフから一定のサポートを受けながら就労に関する知識や技術を磨くことができます。	年齢制限がなく障害や体調に合わせて自分のペースで働くことができ、就労に関する能力の向上が期待できます。事業所と雇用契約を結ばないため賃金ではなく生産物に対する成果報酬の「工賃」が支払われます。

以上はインターネットや各種資料からの引用です。

利用者の声

A型就労 40代女性

作業は室内だけでなく、草むしりやクモの巣取りもあり、黙々と行っています。B型と比べると少し大変。自転車通所です。お昼も持参しています。月曜日から土曜日までの10時から15時まで。お昼休みと休憩の時間はあります。
 お給料は月7万円程です。頑張っています。

B型就労 30代女性

和気あいあい、のんびり作業をしています。車通所です。お昼はお弁当持参ですが、頼むこともできます。
 工賃は月5000円程ですが、マイペースでできるのが良いです。

当事者の想い

ここるところをつなげる農園

クローバーハーツ農園 Clover Hearts

農園長

石下 一巖

この病気になって思うことはたくさんあります。
なぜ私だったのか、なぜあのタイミングだったのか…
悔しいと思ったことたくさんありました。
悲しかったこともたくさんありました。
でもたくさんいろいろなことを考え、何とか生きているうちに、一応一つの答えを見つけたように思います。

それは、「この病気にかかっていなかったら、今見ている景色はなかったんだろうな」ということです。

病気になったことで出会った人たち、ゆっくりではありますが歩んでいる農業という生き方…そんな人や、人生をもらうことができたのもこの病気のおかげなのかもしれません。

もしもがあれば、病気になっていなければ、いまも看護の道を進んでいたかもしれません。でも、「もしも」は現に存在していませんし、事実上、自分がここにあるということのみです。

これからもつらいこと、悲しいことたくさんあるのだと思います。でも、今ある自分をなんとか生きていく方向にむけてあげて、自分らしい歩みを進む。

それが私がこれから生きる意味であり、「おもい」なんだと考えます。

死にかけたこともありますし、たくさんいろいろな人に迷惑を掛けました、離れて行ってしまった人たちもたくさんいます。つらい記憶です。

でもどんなことが正解かはわかりませんが、これからも自分なりの生き方で生きていこうと思っています。



愛車のトラクター

福田さんを偲ぶ

栃木県精神保健福祉会 顧問 小池 秀明

去る8月11日、福田篤序(ふくだ・あつのぶ)さんが急逝された。福田さんはNPO法人ふれ愛の森理事長であり、元やしお会理事でもある。福田さんと私は同時期に理事の任にあったが、当時は県内保健所が一斉にやしお会事務局を放棄したことで消滅する支部が続出。結成以来、おそらく最も厳しい状況にあった時期である。福田さんはやしお会再生のために各地区を回り家族と座談会を開き、私は障害福祉サービス事業所となり、やしお会を離れた作業所たちを再組織化しようとしていた。座談会はやがて家族相談会となり、作業所の再組織化は栃精支協(巻末に記事あり)となった。現在の家族相談会を作り上げていった中心は福田さんであった。

仕事とやしお会に加え、ふれ愛の森の立ち上げにも着手し、多忙を極めていた福田さんは遂にはご自身も病に倒れ、県やしお会から引いて行かれたが、日光地区やしお会や自法人の心の拠り所であり続けた。お人柄は温厚かつ高潔、ご自身が因立つことを好まず、ご自身と同じ家族の声をこつこつと聴いて行った福田さん。

私達はとても大切な人を失ってしまった。あの温かい笑顔が忘れられない。

その福田さんが生前に最後に書かれた原稿をここに記し、追悼したいと思います。

精神障害者の置かれた「戦後小史」

NPO法人ふれ愛の森 理事長 福田 篤序

2021年5月に、ふれ愛の森事業本部がある土地と建物について、日光市から「退去の検討をしてほしい」との申し入れがあり、引っ越し先を探してきました。そして今までの場所から5分のところに物件を確保し、今年4月25日に引っ越しました。引っ越しに際し近所の方から「寂しくなってしまう」とお声をかけて頂いた事は、事業所が地域に根付いた活動をしてきた事の評価のひとつであると考えます。

戦後の精神障害者の歴史は街から離れたところに精神病院を作り「精神分裂病」という診断をして街の人々から隔離するという政策をとってきました。そのため一生を病院ですごす人もおり病名とともに差別と偏見の歴史が続いてきました。

それに対して60数年前栃木県の横川信夫知事は軽度の精神障害者は地域にできるようにと各地区の保健所ごとに「〇〇地区ひまわり共同作業所」という働く場所を作り、指導する職員の予算措置をしました。同時に地区ごとの障害者の家族会（〇〇地区やしお会）を作り保健所が指導する形を作り上げました。60数年前の社会的差別の強い時期に横川知事の栃木方式という政策は画期的なものでした。

ところが13年前障害者自立支援法が成立し身体障害者・知的障害者・精神障害者は一体に扱うという事になり、3障害の中でも一番足腰の弱い精神障害の分野では大きな混乱をもたらしました。足腰が弱いまま自立支援法が導入されたために県内の半数以上のやしお会が解散に追い込まれました。今市地区ひまわり共同作業所は今市地区やしお会の会長を福田篤序がしており、ふれ愛の森の理事長もしていた関係もあり、今市地区ひまわり共同作業所の方から申し入れがあり、合併する事になりました。又今市地区やしお会をふれ愛の森が事務局をやることで存続できました。

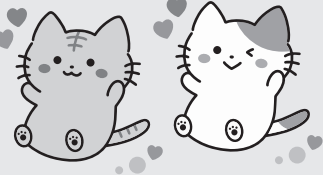
自立支援法体制になってから13年を経て、精神分裂病も統合失調症と呼び名も変わり、精神障害者手帳に写真を貼付するようになり、街の中には、メンタルクリニックなどの医院もできるようになってきました。しかし家族会では相変わらず「親亡き後」どうするかという事が話題の中心であり、見守りなどの支援があれば充分地域で暮らせる力がありながら、病院に入院するという「社会的入院」をしている障害者の数は多いという現実があります。国は精神障害者やその家族に対してもう少し手を差しのべ、精神保健政策に取り組んでほしいと思います。

最後にふれ愛の森のメンバーが一人でスーパーマーケットや本屋などで自由に買い物に出かける姿を見ると、私たちスタッフも励みになりますし、文頭の本部引っ越しに際しての近所の方の言葉を励みにして、今後ともふれ愛の森は進んでいきたいと思っています。

この文章は「ふれ愛の森」の機関紙に掲載するために、亡くなる2カ月前に書かれた原稿です。これが絶筆となってしまいました。淡々とした語り口ながら、福田さんの障害者に対する深い想いがこめられており、また、家族会運動の歴史がわかり易くまとめられています。奥様にお願いして掲載させていただきました。



Tea Time・・・ちょっとひと休み



 『子猫と暮らせば』

ある五月晴れの夕暮れに、夫が会社から電話を掛けてきました。「子猫が会社に迷い込んだのだけど、このままにして置くと保健所に連れて行かれちゃう、どうしよう。」以前から猫を欲しがっていた心優しい夫は、私に「連れて帰っても良いか」と迫っていたのです。

ああとうとうこの日が訪れてしまった。私は子猫が来る喜びよりも、命を預かる重みと責任感を感じて一気に緊張してしまいました。私に育ててあげることは出来るのだろうか。

その時期は、世の中のニュースはきな臭い戦争の匂いや、災害などの報道が目立ち、毎日のニュース速報は新型コロナの感染者を数えていました。私の心は五月晴れどころか、どんよりと曇って「贅沢なことをしてはいけない」などと鬱にもなっていました。

そして突然やってきた、子猫到来のニュース。暗い気持ちのままでしたが、とにかく引き受けなければ、と決心しました。

夫から預かったケーキ屋さんの紙袋は、まるで本当にショートケーキが入っているかのように軽く少し開けて見てみると、つぶらな瞳と目が合っていました。本当に子猫がいる！可愛い、可愛い、あったかい、小さい、そして嬉しい！この子が家に来る。理屈ではない。と思ったら小躍りしながらも慎重に連れて家に戻りました。

その日から毎朝4時には水を替え、子猫のトイレを掃除する日々。程無く、おもちゃを投げると走って取ってきてくれる技も見せてくれるようになりました。座っていると膝にも乗ってくる。愛くるしい動作に癒されるばかり。夫も細い目をなお一層細める。恐る恐る爪切りをし、脚が悪いようだ動物病院に走る。もう鬱ではいられなくなりました。

夫婦仲も、病気も良くしてくれるいい例ではありますが、飼い主がいないと猫が不安な気持ちになること（分離不安症）が心配だと思っていたら、実はその逆になりそうな今日この頃です。
(M.K)

暮らしの便利帳

はい、お掃除のページです！

こんにちは、福祉施設で清掃員をしている当事者のページです。家事の中で、お料理や洗濯は毎日するけれど掃除は後回しになることがあると思います。そんな方にオススメなのが、まず狭い範囲から始めるお掃除です。
例えばトイレ。
トイレの後にちょこっと掃除をしちゃいます。ウェットシートを用意して、上から便座、便器、床は奥から拭き、終わったら便器に流すだけ。改まって掃除をするのではなく、ついでにちょこっと掃除をすれば、キレイを保つことができます。一日一回で十分です。

…次回 冷蔵庫編に続く…

第4回目

障害年金の請求パターンと支給期間について

《 障害年金の請求パターン 》

障害年金は、原則として障害認定日の翌月分から、死亡または障害等級に該当しなくなった月まで支給されます。請求する時期等によって以下のような請求パターンに分けることができます。

◆認定日請求

障害認定日から1年以内に請求する場合で、**障害認定日の属する月の翌月分から**年金が支給されます。

◆遡及請求

認定日請求の一つで、障害認定日から1年を過ぎて請求する場合のことをいいます。認定日請求と同じく障害認定日の属する月の翌月分から年金が支給されます。ただし、障害認定日から**5年を過ぎている場合には、請求日から遡って5年以内分のみ**の支給になります。

◆事後重症請求

障害認定日において、一定の障害状態に該当しなかった人が、その後症状が悪化して一定の障害状態に該当することになった場合、**65歳に達する日の前日までに請求すれば請求月の翌月分から**年金が支給されます。ただし、老齢基礎年金の繰上げ請求をしている場合には事後重症による請求はできません。

☆ 実際には、初診日から1年6カ月経過しても一定の障害状態に至らないケースも多く発生しますので、上記のような取り扱いがされています。ただし、事後重症による場合では、請求月の翌月から受給権が発生することになりますので、請求手続きに時間がかかってしまう場合にはその分支給される年金額にも影響が出るため、注意が必要です。

《 障害年金の支給期間 》

実際の障害年金の支給は、有期認定といって1年間から5年間の期間条件付きの支給となることが一般的です。そのため、定められた期間満了後も引き続き障害年金を受け取るためには、一定の更新手続きを行う必要があります。

また手続きを行う時期についても、指定された期間内に行う必要があり、更新の手続きを行わなかったり、遅れてしまったりする場合には年金の支給が停止されるため、受給後もしっかりと次の更新時期について留意しておくことが大切になります。

事業所紹介

特定非営利活動法人 栃木県精神障害者支援事業協会 (栃精支協) について



栃木県内の精神系事業所のネットワークである栃精支協は、平成 24 年 5 月に結成されました。そしてその前身はやしお会の事業部会「自立支援事業所ネットワーク」（以下、自ネット）です。結成には障害者自立支援法が関わっています。

障害者自立支援法は平成 18 年 10 月に完全実施されました。本県は他県の様に 5 年の移行期間を設けずに、支援法に即座に移行しました。その結果、やしお会のもとに設置されていた無認可作業所の私たちは、NPO 等の法人格を取得して障害福祉サービス事業所となり、一斉にやしお会を離れました。

この事によって繋がりを失った作業所たちを再組織化するために、平成 19 年 2 月にやしお会の事業部として、自ネットが立ち上げられました。各作業所は小規模であり、法律・制度・事業に関する情報収集や研修事業に限界があり、連携をする必要がありました。立ち上げの際の私の部長就任のあいさつから一部抜粋します。

「…三つ目は、目的は一つだということです。今私達は自分の事業所の運営が一番の足元であり、重要であることはいうまでもありません。しかし自分の法人のことだけを考えていては、全体がよくなり、その結果、自分の法人もよくなり、ということ。本当に忙しくなってしまった昨今ですが、大変だからこそ皆が集まって知恵を出し合おうと思うのです。共通の目的はこの自立支援法の下、精神障害を持つ人達の権利が守られ、生活がしやすくなること、そしてそれを推進するためのサービス体系の確立であると思います。一緒に頑張っていきましょう」…現在にも全く同じことが言えます。

そして平成 24 年 5 月、更なる組織強化を狙いとして法人格を取得し、現在の栃精支協となりました。現在の会員数は 16 法人 47 事業所、4 個人です。

早いもので自ネット立ち上げから 15 年、栃精支協となって 10 年が経ちました。この間に精神障害者を取り巻く状況は、医療は改革の歩みが遅く、福祉は激変したといえるでしょう。この 3 年ほどは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、かなり事業が停滞してしまいましたが、初心を忘れず精神障害者福祉と精神系事業所の質の向上を目指して活動していきたいと思っています。

～編集後記に代えて～

去る 8 月 22 日（月）第 28 回栃木県民福祉のつどいが栃木県庁昭和館正庁で開催され、福祉の向上に貢献した団体・個人が表彰されました。

やしお会からは、家族会がない県北の複数地区で長年献身的に家族や当事者の相談をして来られた植村顧問が知事表彰。また、当事者と農業に従事し自立を支えて来られた石下理事が栃木県社会福祉協議会長表彰を受けられました。

植村顧問は、コロナ禍で出席者が制限される中、代表者として式典への出席を依頼され、知事から直接表彰状を授与されました。

